



2019年7月22日

各位

会社名 曙ブレーキ工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 信元 久隆  
(コード 7238、東証第一部)  
問合せ先 広報・IR室長 鈴木 信吾  
(電話番号 03-3668-5183)

事業再生 ADR 手続における事業再生計画案の協議のための債権者会議の  
開催等に関するお知らせ

当社並びに当社子会社である Akebono Brake Corporation、Akebono Brake Mexico S.A. de C.V.、Akebono Brake Slovakia s.r.o.、広州曙光制動器有限公司、曙光制動器（蘇州）有限公司及び A&M Casting (Thailand) Co., Ltd.（以下、総称して「当社ら」といいます。）は、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生 ADR 手続」といいます。）の下で事業再生に取り組んでおります。

当社は、強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るべく、これまで事業再生計画案の策定を進めてまいりましたが、2019年7月18日付「第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第弐号投資事業有限責任組合（以下「JIS ファンド」といいます。）との間で、第三者割当の方法により、JIS ファンドに対して総額 20,000,000,000 円の A 種種類株式を発行すること等を内容とする出資契約書を締結いたしました。

そして、当社らは、本日開催の事業再生計画案の協議のための債権者会議の再続会において、上記出資契約書の内容を踏まえ、JIS ファンドとの協議を経て作成した事業再生計画案をお取引金融機関様に対して説明し、総額 560 億円の債権放棄を含む金融支援を依頼いたしました。

また、当社らの事業再生計画案に係る手続実施者による調査結果を説明するため、事業再生計画案の協議のための債権者会議の再々続会を 2019年8月2日に開催することにつき、お取引金融機関様のご承認をいただきました。

事業再生 ADR 手続に関する今後のスケジュールは以下のとおりです。ただし、当該スケジュールは、手続の進捗状況等によって変更され、必要に応じて続行期日を設ける可能性があります。

2019年8月2日予定 事業再生計画案の協議のための債権者会議の再々続会

2019年9月18日予定 事業再生計画案の決議のための債権者会議の続会

当社らは、引き続き事業再生 ADR 手続の中で、全てのお取引金融機関様と協議を進めながら、事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただいで、全てのお取引金融機関様の同意による当社事業再生計画案の成立を目指してまいります。

以上